

飯田市製造業販路開拓支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市内企業が国内及び海外において販路開拓のため、展示商談会及び見本市等（以下「展示商談会等」という。）に出展する際に、その出展に要した費用を補助する飯田市製造業販路開拓支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 飯田市製造業販路開拓事業推進協議会会長（以下「会長」という。）は、補助対象者に予算の範囲内で飯田市製造業販路開拓支援補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、飯田市内に住所を有する若しくは主要な事業所を有する製造業者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国内及び海外において補助対象者の製品の販路開拓に資する展示商談会等に出展する事業とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率、補助限度額は、別表第1、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 経費内訳（様式第3号）
- (3) 定款、規則、会則その他事業概要が確認できる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、審査会においてその内容を審査のうえ、補助金を交付すべきと認めたときは、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付決定通知（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

なお、審査会の設置要綱については、別に定める。

(申請の取下げ)

第8条 交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して10日以内にその旨を書面で会長まで申し出なければならない。

(変更の申請手続)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業の内容及び補助対象経費の変更を行う場合には、あらかじめ飯田市製造業販路開拓支援補助金変更承認申請書(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ飯田市製造業販路開拓支援補助金廃止承認申請書(様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに飯田市製造業販路開拓支援補助金実績報告書(様式第7号)に關係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係わる補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付額確定通知(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、飯田市製造業販路開拓支援補助金交付請求書(様式9号)を、会長に提出する。

(交付決定の取消)

第14条 会長は、第10条の補助事業の廃止の申請があった場合及び補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合には、交付の決定の一部を取り消し又は変更することができる。

2 会長は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係わる収支を記載した帳簿を設けるとともに、証拠となる書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しておくものとする。

(補助事業の成果)

第16条 補助事業者は、補助事業から1年を経過した補助事業の成果について、補助金額確定通知を受けた日の次年度の末日までに飯田市製造業販路開拓支援補助金成果報告書(様式第10号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の成果についての調査及び報告を求めることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

別表第1 第5条に係わる補助対象経費の内容

経費区分	経費名	内 容
国内展示商談会等出展費	出展小間料	展示商談会等に係わる出展小間料
	展示装飾費	装飾費、備品・機器等のリース料（展示商談会等の開催期間中に会場にて使用する机・いす等）
	光熱水費	会場使用の際に必要なとなる光熱水費（電気工事を含む）
	輸送費	展示に要する物品、資材等の運搬について、外部委託する経費
	その他	事業の実施に会長が必要と認める経費
海外展示商談会等出展費	出展小間料	展示商談会等に係わる出展小間料
	展示装飾費	装飾費、備品・機器等のリース料（展示商談会等の開催期間中に会場にて使用する机・いす等）
	光熱水費	会場使用の際に必要なとなる光熱水費（電気工事を含む）
	輸送費	展示に要する物品、資材等の運搬について、外部委託する際の経費
	通訳・翻訳費	展示商談会等の会期中における通訳を外部委託する際の経費及び展示商談会等の前に必要となる翻訳等を外部委託する際の経費
	その他	事業の実施に会長が必要と認める経費

別表第2 第5条に係わる補助率及び補助限度額

区 分	補 助 率	補助限度額	備 考
国内展示商談会等	補助対象経費の40% （補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）	8万円	※ 特例として、会長が必要と認める場合には、予算の範囲内において補助限度額の1.5倍を上限として交付することができる。
海外展示商談会等	補助対象経費の60% （補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）	20万円	